

郡山市国民健康保険特定健康診査等実施要綱

平成20年 4月 1日制定
平成23年 4月 1日一部改正
平成24年 4月 1日一部改正
平成25年 4月 1日一部改正
平成30年 4月 1日一部改正
令和 6年 4月 1日一部改正
[市民部国民健康保険課]

(趣旨)

第1条 郡山市国民健康保険条例(昭和40年郡山市条例第75号)第10条第1項に規定する特定健康診査事業(以下「特定健康診査」という。)及び同項に規定する特定保健指導事業(以下「特定保健指導」という。)の実施については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)及び同法第19条に基づいて定められた郡山市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びこの要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、郡山市とする。ただし、郡山市が行う事務を除き、事業の全部又は一部を適当と認められる機関に委託することができるものとする。

2 郡山市は、前項の規定により委託を受けた機関(以下「受託機関」という。)に対し、委託する事業の実施に必要な範囲内において、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年厚生労働省令第157号。以下「省令」という。)等で定めるところにより、自らが保存する健康診査等に関する記録の写しその他必要な情報を提供することができるものとする。

(対象者)

第3条 特定健康診査の対象者は、当該年度の4月1日現在において郡山市国民健康保険(以下「郡山市国保」という。)の被保険者で、当該年度において40歳に達する者から75歳未満の者(当該年度内75歳に達する者については誕生日の前日まで)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はその限りではない。

(1) 妊産婦

(2) 刑事施設又は労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者

(3) 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している者

(4) 高確法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

(5) 当該診査の実施日において郡山市国保の資格を喪失した者

2 特定保健指導の対象者は、前項の規定による対象者のうち、省令第4条、第7条第2項及び第3項、第8条第2項及び第3項に規定する者とする(別表第1)。

3 当該年度の4月2日以降から特定健康診査実施期間終了日までに郡山市国保の被保険者となった者に関しても、同条第1項に規定する対象者の条件を適用するものとする。

(実施形態)

第4条 特定健康診査は、医療機関等で行う健康診査(以下「施設健診」という。)及び地域公民館等の施設において集団で行う健康診査(以下「集団健診」という。)とし、市長の委託により受託機関で実施するものとする。

2 特定保健指導は、直営又は委託により、市長又は受託機関が指定する施設等で実施するものとする。

(実施方法)

第5条 郡山市は、第3条第1項に規定する特定健康診査の対象者に対し、年度ごとに受診券を発行する。

2 特定健康診査を受診しようとする者は、前項の受診券及び被保険者証（被保険者証の新規発行が停止した後においては資格確認書）、または保険証として利用登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナンバーカード保険証」という）を提示して当該診査を受診するものとする。

3 郡山市は、第3条第2項に規定する特定保健指導の対象者に対し、年度ごとに利用券を発行する。

4 特定保健指導を利用しようとする者は、前項の利用券及び被保険者証（被保険者証の新規発行が停止した後においては資格確認書）、またはマイナンバーカード保険証を提示して当該保健指導を利用するものとする。

(費用負担)

第6条 特定健康診査及び特定保健指導に係る費用は、郡山市国保が負担するものとし、対象者の自己負担金については無料とする。

(結果の通知)

第7条 郡山市は、特定健康診査の受診者に対し、受診結果を速やかに通知するものとする。

(検査項目等)

第8条 特定健康診査の検査項目は、別表第2に定めるところによるものとする。

2 特定保健指導は、省令に基づき次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 動機付け支援（省令第7条第1項）

医師、保健師又は管理栄養士が、面接による指導のもとに動機付け支援対象者の行動計画策定について補助し、生活習慣の改善のための支援を行い、行動計画策定の日から3か月以上経過後に評価を行う指導形態

(2) 積極的支援（省令第8条第1項）

医師、保健師又は管理栄養士が、面接による指導のもとに積極的支援対象者の行動計画策定について補助し、生活習慣の改善のための支援を相当な期間継続して行い、行動計画策定の日から3か月以上経過後に個別に評価を行う指導形態

3 特定健康診査を受診した者全員に対し、健康維持及び健康増進のための情報提供を行うものとする。

4 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導利用の意思を示さない者又は利用を開始したが何らかの事情により中断した者に対しては、当該対象者本人の意思を尊重しつつ、適切かつ積極的な対応を図るものとする。

(実施期間)

第9条 特定健康診査の実施期間は、対象者の受診しやすさや事業の効果的な実施に配慮して、市長が年度ごとに定めるものとする。

2 特定保健指導は、年間を通じて実施するものとし、特定保健指導の開始時期については、次年度の特定健康診査の受診を妨げない範囲で、郡山市と対象者で協議して決定するものとする。

(結果報告)

第10条 受託機関は、特定健康診査及び特定保健指導の終了後速やかに市長あて受診状況及び結果等について報告するものとする。

(記録の整備)

第11条 市長は、省令第16条に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の記録を保存するとともに、事業の適正な管理等に役立てるため、必要な台帳類を整備するものとする。

(研修等)

第12条 郡山市は、特定保健指導に係る業務に従事する者に対し、定期的な研修その他必要な措置を講ずることにより、特定保健指導に関する知識及び技術の向上と効果的な実施に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 特定健康診査又は特定保健指導の業務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この要綱による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）、郡山市保有個人情報等の安全管理に関する要綱（平成27年11月30日施行）、郡山市情報セキュリティ要綱（平成15年4月1日施行）、郡山市情報セキュリティ対策基準（平成15年4月1日施行）に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持義務)

第14条 特定健康診査又は特定保健指導の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た秘密情報を善良なる管理者の注意をもって秘密を保持し、秘密情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他必要な措置を講じ、適切に管理しなければならない。また、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 秘密情報を本事業以外のために使用すること。
- (2) 秘密情報を被保険者の承諾を得ることなく、第三者に開示すること。

(精度管理及び評価)

第15条 市長及び受託機関は、厚生労働省が定める指針等に基づき特定健康診査の精度の向上及び維持を図るよう努めるとともに、本事業の効果等について評価するものとする。

2 市長は、必要に応じて受託機関の指導を行うものとする。

(検討会)

第16条 事業の実施に係る必要な事項について調査及び検討を行うため、検討会を置く。

(周知及び広報)

第17条 郡山市は、特定健康診査及び特定保健指導を円滑に実施するために、計画的な周知及び広報を図るものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

特定保健指導の階層化の基準

腹 囲	追加リスク	喫煙歴	対 象	
	①血糖②脂質③血圧		40－64歳	65－74歳
85cm以上（男性） 90cm以上（女性） 又は内臓脂肪 100 c m ² 以上	2つ以上該当	/	積極的 支 援	動機付け 支 援
	1つ該当	あ り な し		
上記以外で BMI25 以上	3つ該当	/	積極的 支 援	動機付け 支 援
	2つ該当	あ り な し		
	1つ該当	/		

（注）喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙の有無に関係ないことを意味する。

別表第2（第8条関係）

特定健康診査検査項目

検査項目			
基本的な 実施項目	既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況等に係る調査（質問票）を含む	
	身体計測	身長 体重 BMI（＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）） 腹囲 腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準（BMIが20未満の者又はBMIが22未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した者）に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略可。 腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可。	
	理学的検査	身体診察	
	血圧の測定		
	尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無	
	血液検査	肝機能検査	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST（GOT）） アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT（GPT）） ガンマグルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT）
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪（血清トリグリセライド）の量、やむを得ない場合は随時中性脂肪の量 高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量 低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量 空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、Non-HDLコレステロールの測定でも可
		血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c（HbA1c）、やむを得ない場合は随時血糖
	市独自 実施項目	尿酸値	血清尿酸値の量
	詳細な 実施項目	貧血検査	ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数の測定
腎機能検査		血清クレアチニン	
心電図検査			
	眼底検査		